令和６年度

相模原市立藤野小学校ＰＴＡ

定期総会議案書

日　時　令和６年４月２６日（金）１６時００分～

会　場　相模原市立藤野小学校体育館

相模原市立藤野小学校ＰＴＡ

令和6年度 藤野小学校PTA定期総会 次第

＜資格確認＞

司会　副会長

1．開会のことば　　副会長

2．ＰＴＡ会長あいさつ

3．学校長あいさつ

4．議長選出・書記の委嘱

5．報　　告

(1)令和５年度会務報告

・本部役員会
・学年成人教育委員会
・広報委員会
・地域委員会

(2)令和５年度会計報告

(3)会計監査報告

6．議　　事

(1)第１号議案　令和５年度会計決算に関する件
(2)第２号議案　令和５年度運営方針に関する件
(3)第３号議案　令和６年度予算案に関する件
(4)第４号議案　令和６年度役員に関する件
(5)第５号議案　その他

7．議長・書記の解任

8．新・旧役員挨拶

9．教職員の紹介

10．閉会のことば　　副会長

［ 様 式 ① ］

令和５年度

活動状況報告書

委員会名	本部 （ ）

期 日	活動内容	反省
令和5年 4月 20日	PTA定期総会、第1回本部役員会	
28日	第2回本部役員会・PTA役員全体委員会及び懇親会	
5月 11日	第3回本部役員会・第1回運営委員会	・運動会は皆様の協力があり大きな問題なく無事に開催できました。片付けも皆さんの積極的な取り組みのおかげでスムーズに行えました。
13日	相模湖・藤野ブロックPTA連絡協議会定期総会（北相中）	
17日	PTA会費集金	
27日	藤野小学校運動会（運動会の協力）午前中 相模原市PTA連絡協議会定期総会	
6月 22日	第4回本部役員会・第2回運営委員会	
8月 26日	環境整備活動	・4年ぶりに行えた環境整備活動、家庭教育事業、ソフトバレーボール大会は委員会のしばりなく沢山の方が参加してくださいました。先生や保護者同士、他校との親睦が深まったと思います。環境整備については、子どもたちが安心して小学校生活を送れるために大切な活動だと思いました。
9月 14日	第5回本部役員会・第3回運営委員会	
14日・15日	相模原市PTA連絡協議会 政令市情報交換会大会開催	
27日	臨時本部役員会	
10月 12日	PTA会費集金（芸術鑑賞会） 臨時本部役員会	・10月12日のPTA会費集金は来年度は春に1度で集金しても良いと思います。
14日	相模湖・藤野ブロックPTA連絡協議会 ・家庭教育事業	
11月 21日	本部役員主催PTA3校合同芸術鑑賞会（藤野小）	・3校合同芸術鑑賞会 来年度は北小が担当
26日	相模湖・藤野ブロックPTA連絡協議会 ・親睦交流会（練習日 1/2, 16, 24）	
30日	臨時運営委員会	
令和6年 1月 25日	第6回本部役員会・第4回運営委員会	
2月 18日	相模原市PTA大会開催	
29日	新本部役員引き継ぎ（予定） 第7回本部役員会・第5回運営委員会（予定）	
3月 27日	臨時本部役員会・会計監査委員会（予定）	
4月 26日	PTA定期総会（予定）、歓送迎会（予定）	
5月	相模湖・藤野ブロックPTA連絡協議会定期総会（予定）	

［ 様 式 ① ］

令和5年度　　# 活 動 状 況 報 告 書

委員会名	学年教育成人委員会（　　）

期　日	活　動　内　容	反　省
4月　20日 28日	PTA定期総会参加 PTA役員全体委員会　出席	
5月　9日 17日 27日 30日	第１回運営委員会　出席 PTA会費徴収 運動会当日運営手伝い 給食着・体育着リサイクルのお知らせ	
6月　22日	第２回運営委員会　出席	
8月　26日	PTA環境整備活動	
9月　14日	第３回運営委員会　出席	
11月　16日 ～17日 30日	おはなしクレヨンさんによる読み聞かせ 第2回保護者会にて児童の読書活動に関するアンケート実施 →12月18日　各学年のアンケート結果配布 臨時運営委員会　出席	蒲田先生の読み聞かせ講演会に代わり、他団体に依頼。来年以降の運営について早めに検討した方がよいと思います。
12月　15日	親子ふれあい教室	コロナ明け3年振りの開催。イベントを知らない役員もいるので、もっと情報共有を行うことが必要だったと思います。
1月　15日 ～19日 25日	PTA本部役員選出会合（現1年～5年） 第４回運営委員会　出席	
2月　28日 29日	家庭教育事業　映画「美しき緑の星」上映会 第５回運営委員会　出席	
3月　27日	PTA臨時本部役員会・会計監査委員会	

【 様 式 ① 】

令和 5年度

活動状況報告書

委員会名：広報委員会

期　日	活　動　内　容	反　省
4月20日	PTA定期総会　参加	【運動会の撮影】 ・撮影アングルに少々の遠慮があった。 ・撮影可能場所(特に校内)の事前確認をしておけばよかった。 【広報紙発行】 ・全体を通して、前年度の方からの引き継ぎがとても丁寧だったことと、過去に経験した役員の方に細かな情報を聞くことができた為、初めの打合せ段階から情報を集めたり、早々に準備に取り掛かることができた。 ただ、それでも情報収集、写真撮影、データ作成を同時進行しながらであったため、3号とも入稿までとてもタイトなスケジュールの中で進めてきた。 今までの役員の方も毎年相当大変な思いをしてきたのだろうと思う。 ・ソフトを使える役員の方の高いスキルと、フットワークの軽さ（出来る所は積極的に手を挙げてくれる・出来ない所はカバーし合える）、広報誌への熱い思いで3号とも納得のいくものを発行することができた。
4月28日	PTA役員全体委員会　出席	
5月11日	第1回PTA運営委員会　出席	
5月27日	運動会　撮影	
6月22日	第2回PTA運営委員会　出席	
7月末	広報誌第1号　発行	
8月26日	PTA環境整備活動　参加	
9月14日	第3回PTA運営委員会　出席	
10月31日	読み聞かせ講演会　撮影	
11月11日	ブックショップ　撮影	
11月25日	PTA　芸術鑑賞会　撮影	
11月末	役員選出に関しての臨時運営委員会　出席	
12月15日	親子ふれあい教室　撮影	
12月末	広報誌第2号　発行	
1月25日	第4回運営委員会　出席	
2月29日	第5回運営委員会（終）　出席	
3月初旬	広報紙第3号　発行	
3月8日	広報紙コンクール　提出	
4月	次年度PTA定期総会　出席	

[様 式 ①]

令和５年度　　活動状況報告書

委員会名	地域委員（4地区合同）

期　日	活　動　内　容	反　省
4月	・登校班会議へ出席 ・PTA総会・運営委員会へ出席	
5月	・春の交通安全運動週間（5/11～20） バス停・学校までの見守 ・運動会の協力（見守と呼びかけ） ・第1回運営委員会出席	
6月	・第2回運営委員会出席	
7月	・こども110番のお宅へお礼の手紙を配布と同時に継続のお願いとステッカーの確認	学校保有の名簿と地区の名簿に違いがあったので、確認が必要
8月	・PTA環境整備活動	
9月	・第3回運営委員会へ出席 ・秋の交通安全週間（9/21～9/30） （各班の見守り、安全確認、危険箇所チェック）	
1月	・第4回運営委員会へ出席	
2月	・次年度登校班編成表作成 （新1年生・確認・連絡） ・4地区合同・活動報告・評価 [illegible]（案）提出	
3月	・登校班会議へ出席 ・第5回運営会議へ出席	
4月	・PTA総会出席（新・1日役員全員）	

第1号議案

令和5年度　藤野小学校PTA会計決算報告

総額の部

▲ 減

項目	本年度予算	本年度決算額	増減	摘要
総収入	1,188,734	1,153,134	▲ 35,600	
総支出	1,188,734	476,560	▲ 712,174	
差し引き残額	0	676,574	676,574	次年度へ繰り越し

収入の部

▲ 減

項目	本年度予算	本年度決算額	増減	摘要
会費	540,000	504,400	▲ 35,600	【家庭数＋教職員】 2,600×140名＝364,000 1,000×138名＝138,000 【転入者・療休職員分】 1,400×1名＝1,400 1,800×1名＝1,800 【転出者】 500×1名・300×1名＝▲800
雑収入	6	6	0	貯金利息
前年度繰越金	648,728	648,728	0	
合計	1,188,734	1,153,134	▲ 35,600	

支出の部

▲ 減

項目		本年度予算額	本年度決算額	増減	摘要
運営費	会議費	15,000	0	▲ 15,000	
	消耗品費	30,000	6,792	▲ 23,208	封筒、コピーペーパー
	旅費	65,000	11,400	▲ 53,600	各種研修会等参加旅費
	交際費	35,000	10,440	▲ 24,560	市P連賀詞交換会会費
	慶弔費	15,000	0	▲ 15,000	
	分担金	45,000	30,992	▲ 14,008	県P互助会、市P分担金 相模湖・藤野ブロックP分担金
事業費	学年・成人教育委員会	70,000	25,254	▲ 44,746	活動費
	広報委員会	205,000	188,829	▲ 16,171	活動費
	地域委員会	20,000	0	▲ 20,000	活動費
	本部	30,000	12,273	▲ 17,727	活動費
備品管理費		20,000	0	▲ 20,000	
教育振興費		80,000	66,030	▲ 13,970	卒業祝品、小学生新聞、図書
準備金		500,000	124,000	▲ 376,000	風の一座上演料
予備費		58,734	550	▲ 58,184	会費入金時の硬貨両替手数料
合計		1,188,734	476,560	▲ 712,174	

令和5年度　藤野小学校PTA会計

令和５年度　会計監査報告

令和５年度藤野小学校ＰＴＡ会計の収支決算について監査をいたしましたので、次のとおりご報告いたします。

○監査期日　　令和６年　３月　２７日（水）

○監査場所　　藤野小学校　会議室１

○監査書類　　①金銭出納帳
②収入伝票
③支出伝票（領収書添付）
④貯金通帳
⑤決算報告書

監査の結果、帳簿に正確に記載されており、使途も適切でありました。また、領収書も整理されており、収支決算に誤りのないことを認めます。

令和６年　３月　２７日

令和５年度藤野小学校ＰＴＡ会計監査委員

第２号議案　令和６年度　運営方針に関する件

１．運営方針

（１）会の目的に基づき、会員同士の話し合いを盛んにし、会員の意見を充分に反映した運営を進める。

（２）事業・活動の実施にあたっては、企画内容の充実を図るように話し合いと評価反省を充分行い、責任をもって任務を遂行する。

（３）児童が地域社会の一員として大切にされ、幸福で健全な成長を図れるように、関係諸団体と積極的に連携し協力する。

２．事業内容

本年度は、上記の運営方針のもとに次の事業を推進する。

（１）学校教育について学び、学校内外の教育環境を整備改善するとともに、本部役員会及び各種委員会活動を通して、安全な登下校等、児童を取り巻く諸課題の解決を図るよう努力する。また、今後のＰＴＡ本部役員や各委員の選出方法、ＰＴＡ活動の在り方等について引き続き調査・研究に努める。家庭での読書活動に力を入れるなど学校教育活動への支援・協力にあたる。

（２）学年・学級集会活動などの機会を通して、会員と児童の交流を図る事業を推進すると共に、児童の身辺に生じる今日的課題について意見交換をし、解決に向けた環境づくりに努める。また、成人教育を活発に行い、研修会等を通して会員相互の親睦を深め、資質の向上を図ることのできる事業を推進する。

（３）広報誌の発行を通して、ＰＴＡ活動の様子を活発に広報し、会員相互のコミュニケーションの場とするように努める。

（４）校外における児童の安全と健全な生活の確保に努め、必要に応じて、関係団体と協力する。

（５）家庭における食のあり方について学校と連携を図り、学校給食から家庭へと関心を高めることができるような事業の推進に努める。

第3号議案

令和6年度　藤野小学校PTA会計予算(案)

総額の部

総収入	総支出	差し引き残額	摘要
1,180,580	1,180,580	0	

収入の部　　▲減

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
会費	504,000	540,000	▲ 36,000	300×12ヶ月×140 (125世帯＋教職員15)
雑収入	6	6	0	貯金利息等
前年度繰越金	676,574	648,728	27,846	
合計	1,180,580	1,188,734	▲ 8,154	

支出の部　　▲減

項目		本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
運営費	会議費	15,000	15,000	0	会議諸経費
	消耗品費	30,000	30,000	0	用紙・インク
	旅費	65,000	65,000	0	各種研修会参加旅費
	交際費	35,000	35,000	0	賀詞交換会等代表参加補助
	慶弔費	15,000	15,000	0	慶弔
	分担金	45,000	45,000	0	県P互助会・市P分担金 ブロック会費
事業費	学年・ 成人教育委員会	70,000	70,000	0	学年・成人教育委員会活動費
	広報委員会	205,000	205,000	0	活動費
	地域委員会	20,000	20,000	0	活動費
	本部	30,000	30,000	0	活動費
備品管理費		20,000	20,000	0	パソコン等管理・修繕等
教育振興費		80,000	80,000	0	卒業祝品・PTA図書費・小学生新聞
準備金		500,000	500,000	0	演劇鑑賞費・20周年記念(積立)
予備費		50,580	58,734	▲ 8,154	
合計		1,180,580	1,188,734	▲ 8,154	

相模原市立藤野小学校PTA組織図

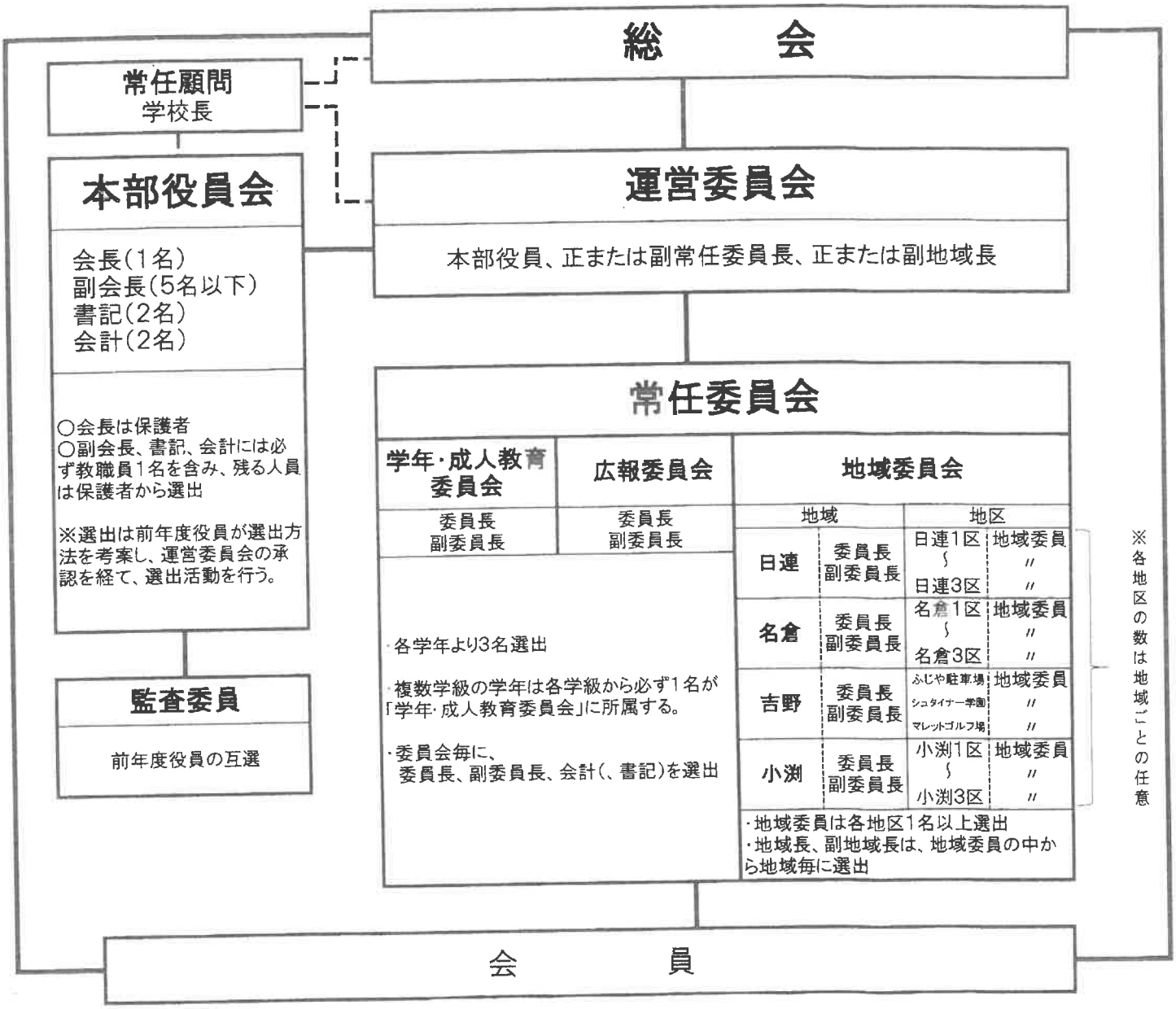

【学年選出の常任委員の選出例】			
1年	●●	○	●は学年・成人教育委員 ○は広報委員
2年	●●	○	
3年	●●	○	
4年	●●	○	
5年	●●	○	
6年	●●	○	

第４号議案

令和６年度藤野小学校ＰＴＡ本部役員選出について

令和６年度藤野小学校ＰＴＡ本部役員の選出については、藤野小学校ＰＴＡ規約第９条の３により、「保護者から選出する役員候補者の選出方法は、前年度の役員がこれを定めるものとする。」という規約に基づき、本部役員会及び運営委員会で令和６年度の本部役員選出方法について話し合いをしてきた。令和５年度は、新２年生から６年生の保護者から１名ずつ、合計５名を選出する方法を採った。各学年からの立候補者出そろった後、当該候補者間の互選により分担を決定した。５名を本部役員として推薦する。あわせて教職員割り当ての本部役員、会計監査委員２名についても推薦する。

令和６年度藤野小学校ＰＴＡ本部役員（案） （敬称略）	
会　長	（　年保護者）
副会長	（　年保護者）
	（　年保護者）
	（教職員）
書　記	（　年保護者）
	（教職員）
会　計	（　年保護者）
	（教職員）
監査委員	（　年保護者）
	（　年保護者）

藤野小学校 PTA 規約

表彰・慶弔規定等

相模原市立　藤野小学校ＰＴＡ規約

第１章　総則

（名称及び所在地）

第１条　本会は、相模原市立藤野小学校ＰＴＡ（以下「本会」という。）と称し、事務局を藤野小学校内に置く。

（目的）

第２条　本会は、保護者と教職員が協力し、家庭、学校及び地域社会における児童の健全なる育成発達を助長する役割を主体的に果たし、もって児童の福祉増進を図ることを目的とする。

（活動の方針）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる方針をもって活動する。但し、政治活動や宗教活動の営利を目的とした行為及び学校の運営に干渉するような行為は行わないものとする。

（１）会員相互の親睦を図り、教養を高め、教育への関心を深める。

（２）学校と家庭の連絡を密にし、児童の生活環境の向上に努める。

（３）児童および青少年の教育・福祉のため活動する他の団体機関と積極的に協力する。

第２章　会員

（会員）

第４条　本会の会員は、藤野小学校に在籍する児童の保護者（父母またはこれに代わる者）及び藤野小学校教職員とする。

第５条　本会の会員は、平等の権利と義務を有する。

第６条　本会は、相模湖・藤野ブロックＰＴＡ連絡協議会・相模原市立小中学校ＰＴＡ連絡協議会・全国ＰＴＡ協議会の会員となる。

第３章　地域と地区

（地域と地区）

第７条　本会活動に資する目的で、藤野小学校区内を次のとおり区分、定義する。

（１）日連、名倉、吉野、小渕の各大字単位を「地域」とする。

（２）各地域を区割りした単位を「地区」とする。地区の数は各地域の保護者会員による協議に基づくものとするが、１地区あたりの規模の目安は５世帯以上とし、これを下回るに至った場合は、隣接地区と統合するよう努めるものとする。

第４章　組織

（機関の設置）

第８条　本会に次に掲げる機関を置く。

（１）定期総会

（２）臨時総会

（３）運営委員会

（４）本部役員会

（役員）

第９条　本会に次の役員を置く。

（１）会　長　１名

（２）副会長　５名以下

（３）書　記　２名（内１名は副会長が兼務）

（４）会　計　２名（内１名は副会長が兼務）

２　前項で定める役員の内、会長は保護者から選出しなければならない。副会長、書記、会計はいずれもその内に教職員を１名含め、他は保護者から選出しなければならない。

３　前項により保護者から選出する役員候補者の選出方法は、前年度の役員が、これを定めるものとする。

４　全ての会員は、前項の定めに基づく選出方法による選出活動に対し、可能な限り協力しなければならない。

（役員の任務）

第10条　本会の役員の任務は次のとおりとする。

（１）会　長　　本会を代表し、本会会務を総理する

（２）副会長　　会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

（３）書　記　　本会の会務を記録し、本会に係る通知の送受、その他本会の庶務全般を処理する。

（４）会　計　　本規約に定める会計に関する規定に従い、本会会計を処理する。

（常任委員会）

第11条　本会の目的及び活動の方針に則り活動するために、次に掲げる常任委員会を置く。

（１）地域委員会

（２）学年・成人教育委員会

（３）広報委員会

２　前項に定める常任委員会の任務は次のとおりとする。

（１）地域委員会

校外における児童の安全確保に努めると共に、学校と地域との連携を図るために必要な活動をする。

（２）学年・成人教育委員会

学級の経営に協力し、各学年が担うべき役割をふまえ、教育進展に必要な活動をする。また、会員の資質向上を図り、もって会員及び児童の福利厚生の充実に資する活動をする。

（３）広報委員会

各委員会との連携を密にし、広報誌の刊行を通じて、本会の情報宣伝活動の推進を図る。

（地域委員の選出）

第12条　前条第１項第１号に定める地域委員会の委員として、第７条に定める各地区よ

り１名以上の保護者会員を選出する。

（地域長及び副地域長の選出）

第 13 条　前条の定めに基づき選出した地域委員の内から、第７条に定める地域毎に地域長及び副地域長を選出する。

２　地域長は、自地域の活動の責任者となり、副地域長は地域長を補佐するものとする。

３　地域長及び副地域長は、運営委員会へ出席することを要する。運営委員会へ両名とも出席できない時は、自地域の地域委員へ代理出席を求めるものとする。

（他の常任委員の選出）

第 14 条　第 11 条第１項第２号及び第３号に定める常任委員会の委員として、各学年から３名の保護者会員を選出する。

２　複数学級の学年は、各学級から必ず１名が学年・成人教育委員会に所属する。

３　本条により選出した常任委員の中から、各常任委員会毎に委員長及び副委員長を選出する。

（常任委員の選出結果の報告及び発表）

第 15 条　第 12 条から第 14 条の定めに基づく常任委員等の選出結果は、会長に報告し、会長は直近の運営委員会においてその内容を発表するものとする。

（監査委員）

第 16 条　本会の会計経理及び事業執行状態を監査するために監査委員を置く。

２　監査委員は、本会の予算決算を監査し、総会に報告しなければならない。

３　監査委員は、本会の予算経理に関する資料を臨機に監査することができる。なお、この際に指摘事項があったときは、速やかに全会員に報告しなければならない。

４　監査委員は、本会各機関の会議に出席し、意見を申し述べることができる。

５　監査委員は、本会会員資格の有無を問わず、前年度役員の互選により選任する。

（解任事由）

第 17 条　役員及び常任委員並びに監査委員（以下「役員等」という。）は、次の事由のいずれかに該当した場合に解任されるものとする。

（１）第４条に定める本会会員の資格を失ったとき

（２）本会会員の資格を有しながら、病気その他やむを得ないと認められる客観的な理由があると、本部役員会が認めたとき

（３）自己都合を申し出、運営委員会の承認を得たとき

（４）役員及び常任委員として不適格と判断できる要件が判明し、当該要件につき運営委員会の承認を得たとき

（欠員補充）

第 18 条　前条の定めにより役員等が解任されたときは、速やかに欠員補充を行わなければならない。

２　欠員補充の方法については、会長がこれを定める。

（任期）

第 19 条　役員等の任期は１年とする。ただし、再任はこれを妨げない。

２　前条により欠員補充された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

（併任の不可）
第 20 条　個人及び同一世帯内における役員等の併任は、これを認めない。
（機関の構成及び招集）
第 21 条　第 8 条に定める機関の招集及び定足数は次のとおりとする。
（１）定期総会は、毎年４月に会長が招集し、全会員の３分の１以上の出席及び委任状の提出をもって定足数とする。
（２）臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は全会員の１０分の１以上の要求があったときに会長が招集し、全会員の３分の１以上の出席をもって定足数とする。
（３）運営委員会は、役員、常任正副委員長（地域委員会は各地域長、副地域長）により構成し、会長が必要と認めたとき、又は構成員の４分の１以上の要求があったときに会長が招集し、構成員の２分の１の出席をもって定足数とする。
（４）本部役員会は、役員により構成し、会長が必要と認めたときに招集し、定足数については、審議事項の内容に応じて、その都度会長が判断する。
（機関の所掌事項）
第 22 条　各機関が所掌する事項は次のとおりとする。
（１）定期総会及び臨時総会
ア　予算、決算の承認
イ　新年度役員の承認
ウ　規約の決定、改廃
エ　その他、会長が必要と認めたもの
（２）運営委員会
ア　総会提出議案の審議、決定
イ　常任委員会の事業計画の承認
ウ　本会の運営に必要な本規約以外の細則の決定、改廃
エ　本規約第 17 条に定める役員及び委員の解任事由に係る審議、賛否の判断
オ　その他、会長が総会への提出を要せず運営委員会で決定すべき案件と認めたもの
（３）本部役員会
ア　総会提出議案素案の審議、決定
イ　運営委員会提出議案の審議、決定
ウ　その他会長が必要と認めたもの
２　運営委員会における決定事項の周知は、会長がその要否及び方法を決定する。
（意思決定の必要数）
第 23 条　各機関が前条に定める事項についてその意思を決定するときは、原則として出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、規約及び細則の決定と改廃、並びに第 17 条に定める事項については、出席者の３分の２以上の同意を必要とする。

第５章　会計経理

（区分）
第 24 条　本会の会計は、前年度繰越金及びＰＴＡ会費、並びに寄付金等により構成する。

（予算項目外の支出）
第 25 条　総会において承認された予算項目以外の支出（以下「項目外支出」という。）が生じた場合は、収入予算額の 10 分の 1 までを限度とし、本部役員会の承認により新たに項目を創設し、支出することができる。
（会費）
第 26 条　本会の会費は 1 世帯年額 3,600 円とする。
2　会費の納期は年度を前期、後期に分割し、前期は 5 月 31 日、後期は 11 月 30 日までに徴収する。
（会費の減免）
第 27 条　会員に特別の事由が生じた場合は、本部役員会の協議により会費を減免することができる。
（年度途中の入退会に際する会費の取扱）
第 28 条　年度途中の会員の入退会に際する会費の取扱については次のとおりとする。
（１）年度途中の入会者は、その入会月から年度末までの会費を月割計算して納入するものとする。
（２）年度途中の退会者は、退会者からの請求に基づき、その退会月の翌月から年度末までの納付済会費を返金する。

第６章　個人情報保護規程

第29条 目的
この規程は、相模原市立藤野小学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
第30条 定義
この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
（１）個人情報：生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
（２）保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
（３）本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう
（４）役員：本会の役員会を構成する者をいう。
（５）運営委員：本会の運営委員会を構成する者（役員を含む）をいう。
（６）従業者：本会の指揮命令を受けて本会の業務に関わる立場の方すべてをいう。
第31条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第32条 個人情報保護管理者

本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

2 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

3 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

第33条 利用目的の特定

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決める。

第34条 個人情報の収集

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

第35条 個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

（１）法令に基づく場合

（２）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（３）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（４）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第36条 個人情報の管理

個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

（１）紛失、破損その他の事故防止

（２）改ざんおよび漏洩の防止

（３）個人情報の正確性および最新性の維持

（４）不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第37条 第三者への提供の制限

本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

（１）法令に基づく場合

（２）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
（３）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
（４）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

２ 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
（１）本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
（２）個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

３ 本会は、前項第２号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第38条 第三者からの提供

本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。
（１）法令に基づく場合
（２）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
（３）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
（４）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第39条 個人情報の開示請求

本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
（１）本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある

場合
（２）本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
（３）他の法令に違反することとなる場合

第40条 個人情報の訂正または削除請求

本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

２ 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第41条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第42条 漏えい時などの対応

本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

２ 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第43条 研修

個人情報保護責任者は、役員、運営委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第44条 雑則

本規程の改廃は役員会を経て運営委員会の承認を受けて行う。

２ 本規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

第７章　その他

（事務及び会計年度）

第 45 条　本会の事務及び会計年度は、毎年度定期総会開催日の翌日から、翌年度の定期総会開催日までとする。

（顧問）

第 46 条　学校長は本会の常任顧問となる。

２　顧問は臨機に本会各機関の会議に出席し、意見を申し述べることができる。

附　則

１．本規約は、藤野小学校ＰＴＡ設立総会において承認された日から発効する。
２．平成２４年４月２０日一部改正
３．平成２６年４月１８日一部改正
４．平成２９年４月２１日一部改正
５．平成３１年４月１２日一部改正　第６章 個人情報保護規程　を追加

藤野小学校ＰＴＡ表彰規定

（目　的）
第１条　この規定は、本ＰＴＡによる表彰について必要な事項を定めるものとする。

（表彰対象の範囲）
第２条　次の各号に該当するものを表彰の対象とする。
（１）役員を退職した者
（２）会員、非会員を問わず、本ＰＴＡに対し顕著な功労のあった者で、本部役員会の承認を得た者とする。

（表彰の方法）
第３条　表彰は、会長が対象者へ感謝状を贈呈することをもって行う。
２　表彰にあたっては、記念品を付することができる。

（表彰の時期）
第４条　表彰は定期総会において行うものとする。

附則　この規定は、藤野小学校ＰＴＡ運営委員会の承認を得た日から効力を発する。

藤野小学校ＰＴＡ慶弔規定

（目　的）
第１条　この規定は、本ＰＴＡによる慶弔の意思表示について必要な事項を定めるものとする。

（弔意対象者の範囲）
第２条　次の各号に該当する者が死亡した場合には、その遺族を弔慰の対象とする。
（１）児童
（２）児童の父母
（３）児童の父母に代わる者
（４）役員、委員、教職員もしくはその扶養者
（５）その他会長が認めた者

（慶事への対応）
第３条　慶事への対応は、本部役員会によりその都度決定するものとする。

（慶弔の意思表示）
第４条　慶弔の意思表示は、会長又はこれに代わる者が慶弔金もしくはこれに代わる品物を贈ることをもって行う。

附則　この規定は、藤野小学校ＰＴＡ運営委員会の承認を得た日から効力を発する。